

第6回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム 基調講演 議事録

(司会：沼尾氏)

松沢知事、横内知事、加山市長、ありがとうございました。

引き続きまして基調講演を行います。講演者は、先ほど進行を務めていただいた横浜国立大学経済学部教授 金澤史男さんです。金澤さんは、水源環境保全・再生かながわ県民会議の座長も務めております。

それでは準備が整いましたようですので、金澤さん、どうぞよろしくお願いたします。

(金澤氏)

ご紹介いただきました金澤でございます。引き続きまして基調講演ということでございますが、時間も押しておりますので、ごく簡単にお話をさせていただきますと思います。

水源環境、それから、森林を保全するために新たな財源措置、地方新税と呼ばれておりますが、それを活用していく動きは全国に広がっております。実は2006年10月に神奈川県では、かながわ水源環境保全・再生県民シンポジウムを地球市民プラザで開催をいたしました。これは2007年4月に水源環境税の導入を控えまして、全国に神奈川県が学んでいくというスローガンで開催されたものであります。このとき2003年の高知県、それから、2004年の岡山県をはじめとして既に14県が森林環境税、もしくは森林保全税を導入しておりました。神奈川県はそういう点では15番目でございます。準備はかなり早くやっていたんですが、先ほどの松沢知事のお話にもちょっと触れられておりましたけれども、いろいろ事情があって15番目ということでした。その後、この2009年4月に導入予定の愛知県を含め15県が加わりました。現在30県に及んでおります。47都道府県のうち30県が、森林保全ないし水源環境保全のための新たな財源措置を導入し、森林保全・再生に取り組んでいるわけです。

その中には単に森林保全というだけではなくて、滋賀県のように琵琶湖森林づくり県民税であるとか、茨城県の森林湖沼環境税、秋田県の水と緑の森づくり税

というように、水それから水源地に着目したのも多く現れ、多様な展開が図られているところがございます。その中でこのシンポジウムの意義は何かと考えてみますと、チラシにありますようにキャッチフレーズは、「水源地・森林再生の第2ステージに向けて全国の経験から学び、全国に発信する」となっております。

水と緑を守る新税は、県民税の超過課税の方式をどこでもとっております。一般に均等割の超過課税でございます。神奈川県の場合は所得割にもかけている全国で唯一の県でございますが、そういう方式をとっております。この場合に超過課税でございますので、時限が限られて定められています。3年もしくは5年のところがほとんどだと思います。3年、5年といいますと、2003年に導入した高知県、それから、2004年の岡山県等を初めとして見直しの時期に入っております。この超過課税を続けるのかどうかということでございます。既に高知県は第2期に入っているとお聞きしておりますが、全国的にこれから30の県が順次見直しに入っていく。そういう点では新税を導入するという第1ステージが終わって、第2期にこれが続いていくのかどうかという第2ステージに入ってきているということだろうと思います。したがってこれまでの取り組みを総括し、第2期へ向けた構想を打ち出していかなければならない時期に、今我々は立っているということだろうと思います。これが今回のシンポジウムに「第2ステージへ向けて」というふうに掲げた意味であります。

さて副題には「全国の経験から学び全国に発信する」とあります。では何を学び、何を全国に発信していくのかということでございますが、3つあります。

第1は、県民参加の視点を貫きながら見直しを進めていくことであります。水と緑を守る新税が全国に広まっていった根源的な力というものは、納税者としての県民、市民の参加に支えられながら、その総意に基づいてこれが構想され、導入され、実施されているからだというふうに私は考えております。この点で神奈川県では30名からなる県民会議を立ち上げ、新税による12の新規事業をチェックする体制を整えてまいりました。特に10名の公募委員の方々が非常に活躍をされて、県民フォーラムを、先ほどありましたが、今回6回目ですが、過去5回は各地域ごとにその地域から選ばれた公募委員の方が企画をし、実行委員として実施をしていただいたところがございます。また事業モニターについても専門家任せにせず、県民視点で事業をモニタリングしていく、そういう取り組みも展開をし

ております。その点を神奈川県の一環の経験として全国にお示ししたいと思
いますし、また全国の経験から学んでいきたい。この第1の点については、午後
の第1分科会で大いに議論をしたいと考えております。

第2は、NPOのパワーをどのように生かしていくのか、その仕組みづくりを
しっかりと進めていくことだと思います。NPOの役割は、よく言われますよう
に啓発もあります。それから、小さい子供たちへの教育活動もあります。それか
ら調査・研究活動もあります。さらには充実したNPOの場合に、現に森林を整
備していく主体として活動しているところもございます。それぞれの役割を明確
にし、テーマに応じて自治体、NPOとの、また市民、県民との協働、それから
支援の仕組みをつくり上げていかなければいけないと思います。

この点でも神奈川県の一環会議では、市民事業等支援制度のあり方についてい
ろいろと議論をしてまいりました。どのような費用を入れたらいいんだろうかと
か、お金以外にどのような支援があるんだろうとか、県外の人が一環で活
動した場合に支援できるかどうか、いろいろ検討し、ある意味で一環方式
とでもいうような考え方、それから制度をつくってまいりました。その辺につい
ても含めて午後の分科会、第2分科会のほうで議論をできればと考えております。

第3は、限られた財源をどのように使えば森林・水源地の再生・保全が実現す
るのか、実際に実現していくのか、最新の科学的な知見を総動員して探っていく
ことであります。1つの政策の目的を達成するための誠実な取り組み、科学的検
証に耐え得る取り組み、これこそが水と緑を守る新税に対する市民、県民、納税
者の信頼のもとになっていくと私は考えています。一環の一環会議では、施
策調査専門委員会を中心に科学的なモニタリングのあり方、その実施に取り組ん
でおります。またそれを専門家任せにせず、県民にわかりやすく伝えていくコミ
ュニケーションチームというものをつくって、それを伝えていく取り組みをして
おります。このような取り組みも全国に発信していきたいと考えているんですが、
これらを含めて午後の分科会の第3分科会で大いに議論していければと考えてお
ります。

以上が一環シンポジウムの意義であります。最近の新たな情勢を踏まえて、3
つの論点を提起しておきたいと思います。第1は、京都議定書との関係でござい
ます。第1約束期間2008年から2012年に6%CO₂の排出を削減しなければいけな

いという、国際的な枠組みの中に日本は置かれてございますが、そのうち3.8%は森林で吸収するということが認められております。これを実現するために、現在国策として森林吸収源対策が活発に展開をされております。このこと自身は大変喜ばしいことだと思いますが、もともと自治体の単独事業として分権的な枠組みの中で始まってきた、この森林環境税もしくは水源環境税の取り組みが、国の補助事業とどのように折り合いをつけていくのか、そういう問題が提起されているというふうに思います。またこの京都議定書で認められた3.8%というのがどう動いていくのかということに、大きく左右されるようなことがあってもいけないというふうに私は思います。安定的な森林整備を進めるためには、国との協力は重要であります。今こそ地方がしっかりとした長期的な計画をつくり、そこにそれを踏まえて国と協力していくということが重要になっていると思います。

第2は、林業従事者の人材確保の問題であります。後継者不足の中で現在森林整備が、森林吸収源対策の問題もあり、全国で展開されて人手不足の状況になっています。そういう点では、林業の整備の施業者にとってみればある種の好況状態があるわけでありましてけれども、これを長期的な視野からきちんと人材を確保していくためには、まず事業自身を安定的に展開していかなければいけないと、そういう覚悟を地方がしていかなければいけないというふうに思います。その上で専門的な技能を持った人材の育成というのが必要であります。神奈川県で、何回かの県民フォーラムを通じてこの問題に対する取り組みの必要性というのを強く訴えられました。それを松沢知事に県民フォーラムで集約した意見として上げていったところでございますが、それを踏まえて今回、「かながわ森林塾」ということで人材育成に取り組んでいく、これを水源環境保全税を財源にした12の事業の中に積極的に取り入れていくと、こういう成果も生み出しました。人材育成の問題、その基盤となる安定的な事業の確保の問題、これも考えていかなければいけない新たな状況の2番目だと思います。

それから3番目は、先ほど来相模原市長さんのほうからもありましたように、この間の平成の大合併が進む中で森林を抱えた中山間地域、また水源地を抱えた地域が、町村が都市に合併をする、また大都市に合併をするということが全国的に起こりました。かつては森林を基盤にする、水源地を基盤にする町村が、その首長さん、議員さんたちが水源地や森林の重要性をいろいろと発信していく、

そういう主体になっていたんですが、今後は多くの地域で都市、大都市が水源地の問題、それから森林の問題を提起していかなければいけない。そういう状況に転換したということを我々は自覚する必要があると思います。今日この相模原市、水源地を抱える新しい相模原市の地で、この第6回の県民フォーラムが開かれるということの意義は、そういう点にもあるというふうに思います。

これらの点は私の問題提起でございますが、これらを含めて午後からの分科会、それから全体シンポジウムで活発な議論、全国の知恵をおかりしながら、また神奈川県で取り組んできたことを全国に知っていただきながら、この水源地・森林保全・再生のために有意義な議論ができることを心から期待し、またご協力をお願いして私の基調報告とさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

（司会：沼尾氏）

金澤座長、ありがとうございました。

ここで午後の部の分科会についてご案内いたします。分科会は、約1時間後の午後1時15分に会場、午後1時30分開演となります。分科会は3つのテーマを用意しておりまして、第1分科会「県民参加の施策展開をめざして―第2期計画へ向けて―」については、こちらのこのホール、この会場で行います。

また、第2分科会「森林・水源環境保全・再生におけるNPOの役割を考える」につきましては、この建物を出ていただいて橋本駅側に行った右前方にある橋本サティの6階、ソレイユさがみセミナールームで開催いたします。

第3分科会「森林・水源環境保全・再生に向けて今求められる施策は何か」につきましては、第2分科会と同様この建物ではなく、橋本サティ6階の橋本公民館大会議室で開催いたします。なおこのホールから第2、第3分科会会場までの経路につきましては、誘導の係員がおりますので会場がわからない場合にはご遠慮なくお尋ねください。またお配りしているプログラムにも案内図を掲載しておりますので、そちらをごらんください。

また、午後の部における分科会、全体会では、皆様からいただいたご意見、ご質問も踏まえて議論を進めていきたいと考えております。ただ進行の都合上お一人ずつご発言いただくお時間をとることがなかなか難しいので、お配りしている

意見・質問用紙によってご意見、ご質問を提出していただきたいと考えております。皆様からいただいたご意見などについては、もちろん取り入れられるものはその場で取り入れるものもあると思うんですけれども、そこで取り上げられなかったものについては、後日その内容を整理して県のホームページでお知らせするとともに、今後県のほうでも施策や検討の参考とすべし、県民会議のほうでも議論に使っていくということを考えております。なおこれまで県内5地域で開催してきました県民フォーラムにおいて、既にご提出いただいたご意見につきましては、第1回から第3回分については、県からの回答も含めまして既に県のホームページですべて回答を公開しておりますので、そちらもぜひ今後ご参照いただければと思います。

またこのホールのこの会場の出口のロビーのところで、水源環境保全・再生に取り組む団体によるパネル展示を開催しておりますので、休憩時間を利用してぜひごらんください。

それでは、これにて午前の部を終了いたします。どうもありがとうございます。

(拍手)